



議案第七十四号

吉尾地区小規模土地基盤整備事業計画についての議決の
一部変更について

次のとおり吉尾地区小規模土地基盤整備事業計画についての議決（昭和五十二年九月二十八日議決）の一部を変更することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年七月十八日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾叁年七月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三 工事の概要中「区画整理六〇ヘクタール」を「区画整理六九ヘクタール」に、「延長四五〇〇メートル」を「延長五三六〇メートル」に改め、四事業費中「四七〇三〇〇〇〇円」を「四五三七二〇〇〇円」に、「一〇三三三〇〇〇〇円」を「一三三三五六〇〇〇〇円」に、「九〇一三〇〇〇〇円」を「七五九五〇〇〇〇円」に、「六六三九三〇〇〇円」を「六六三二三〇〇〇円」に改める。